

8 日 獣 発 第 202 号
令和 8 年 10 月 1 日

地方獣医師会 会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼育動物に対する「整体」等の施術が 獣医師法上の「診療」に該当する場合について

平素より本会事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、飼育動物に対して「整体」と称して行われる施術について、本会から農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課に対し、獣医師法第 17 条との関係について疑義照会を行いました。

本会からは、「整体」と称する行為であっても、飼育動物の診察、診断又は治療を目的として行われる施術であって、獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼすおそれのあるものについては、獣医師法第 17 条に定める「診療」に該当し、同条に定める飼育動物に対して行われる場合には、獣医師でなければこれを業務として行うことはできないとの考え方を示し、農林水産省に見解を求めました。

また、動物に触れ、又は動物を目視する行為等に基づき、獣医学的見地から動物の疾病又は健康状態について判断を下す診察又は診断についても、同条に定める「診療」に該当し、獣医師でなければこれを業務として行うことはできないとの考え方について、併せて照会しました。

これに対し、農林水産省から令和 8 年 9 月 18 日付け 8 消安第 3651 号により、上記の照会について「貴見のとおりである」との回答がありました。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願いいたします。また、管内の関係者等から飼育動物に対する「整体」等の施術について

相談等があった際には、本件について適切に情報提供いただきますようお願いいたします。

なお、「整体」等の名称を用いた行為であっても、その名称のみをもって獣医師法の適用対象外となるものではなく、実際に行われる行為の目的や内容によっては、獣医師法第 17 条に規定する「診療」に該当する場合があることにご留意ください。個別の行為が獣医師法上の「診療」に該当するか否かについては、実際の行為の目的、内容等に照らして個別具体的に判断されることとなります。

【添付資料】

1. 令和 8 年 9 月 10 日付け 8 日獣発第 191 号「飼育動物の整体に関する疑義照会」
2. 令和 8 年 9 月 18 日付け 8 消安第 3651 号「疑義照会への回答について」
3. 飼育動物に対する「整体」等について（参考資料）

本件のお問合せ先

公益社団法人 日 本 獣 医 師 会

事業担当：中村

TEL:03-3475-1601

E-mail: nakamura@nichiju.or.jp

動物の「整体」等が、 獣医師法上の「診療」に当たります

ポイントは、施術の「名称」ではなく、実際に行うことの「目的・内容」です。

「整体」等の施術

「整体」等においても、次のような行為は「診療」に該当

診察・診断

動物に触れる・見るなどして
疾病や健康状態を判断すること

診察・診断・治療を目的とする施術

獣医学的な判断・技術がなければ
動物に危害を及ぼすおそれがある施術



**飼育動物に対し、獣医師でない者が
これらを業務として行うことはできません**

本件については、日本獣医師会から農林水産省に疑義照会を行い、見解を確認しています。

8 消安第 3651 号

令和 8 年 9 月 18 日

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課長

疑義照会への回答について

令和 8 年 9 月 10 日付け 8 日獣発第 191 号の疑義照会については、貴見のとおりである。

8 日 獣 発 第 191 号
令和 8 年 9 月 10 日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長 古田 暁人 様

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼育動物の整体に関する疑義照会

動物の整体については、個別具体的な法規制が存在しないところであるが、「整体」と称する行為であっても、飼育動物の診察、診断、治療を目的に行われる施術であつて、獣医師の獣医学的判断及び技術をもってするのでなければ飼育動物に危害を及ぼすおそれのあるものは、獣医師法第 17 条で定める「診療」に該当し、同条に定める飼育動物に対して行われる場合は獣医師でなければこれを業務としてはならないと考えるかどうか。

また、動物に触れ、又は動物を目視する行為等に基づき、獣医学的見地からみて動物の疾病又は健康状態についての判断を下す診察又は診断の行為は、同じく獣医師法第 17 条で定める「診療」に該当する行為であるため、同条に定める飼育動物に対して行われる場合は、獣医師でなければこれを業務としてはならないと考えるかどうか。